

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答(第2回)

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	貴市の責めに帰すべき事由による工期変更の費用負担において、銀行との融資契約に係る諸金融費用の他に合理的な金融費用も含まれる認識で間違いありませんでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
2		○	30	9		81				サービス対価の減額	念のための確認にはなりますが、維持管理期間中のモニタリングによる減額の対象に、施設整備費は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	貴市の回答に別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税相当額を対象として出来高部分を検討するとあり、その中には合理的な金融費用も含まれる認識で間違いありませんでしょうか。	別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。
4		○	35	12	1	88	4	(2)	ア	本市による本事業契約の終了	本事業契約解除が、本施設の引渡し後にされた場合、事業者は、本市に対し、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成③維持管理及び運営業務のサービス対価」の当該事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。と記載されています。開業準備期間中に事業契約解除となった場合は、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成②開業準備業務のサービス対価」の当該事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10が違約金に相当するという理解でよろしいでしょうか。	本施設の引渡し後で、開業準備期間中(令和8年度中)については、お見込みのとおりです。
5		○	35	12	1	88	4	(2)	ア	本市による本事業契約の終了	開業準備業務の期間は、「事業者が提案した日～令和9年3月末日」と入札説明書P.6に定義されていますが、開業準備業務期間を設計・建設期間と重複して提案し、その間に事業契約解除となった場合、違約金の額は設計・建設業務、開業準備業務どちらに解除事由が起因しているかによって判断されるという理解でよろしいでしょうか。	本施設の引渡し前であれば、第88条第4項第1号が適用されます。
6		○	36	12	1	89	2	(1) (2)	イ	事業者による本事業契約の終了	入札説明書に関する第1回質問への回答の事業契約書に関する質問No.83に「貴市に買い受けをいただく本施設の出来形部分については、設計図書が出来形部分の他、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解でよろしいでしょうか。」という質問に対し、「別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1サービス対価の構成①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります」との回答がございました。本条文は貴市の責めに帰すべき事由により、事業契約が解除となる場合のため、SPC関連費を含む事業を終了させるために必要な費用もご負担いただけませんかでしょうか。	出来形部分の買い取りについては、原案どおりとします。ただし、事業契約約款(案)第89条第2項第1号イに記載のとおり、「当該買取代金によっては填補されない費用その他の損失のうち本市の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額」については、協議の上、事業者を支払うことを想定しています。事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.7についても併せてご参照ください。
7		○	37	12		89	2	(2)	ア	事業者による本事業契約の終了	契約解除までに発生する割賦手数料相当額だけでなく、契約解除から支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用もお支払いいただけませんか。市の責による契約解除を定めた条文であること、市の予算措置の関係で、契約解除から支払日まで相当期間がかかる可能性があることを考慮いただければ幸いです。	未払いの金額相当額については、原案どおりとします。ただし、事業契約約款(案)第89条第2項第2号イに記載のとおり、「本市の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額」については、協議の上、事業者を支払うことを想定しています。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
8		○	38	12		91	2	(1)	ア	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	<p>事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No87において、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することと回答をいただいておりますが、契約の終了により追加的に発生するブレイクファンディングコスト等の合理的な金融費用もお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。ただし、事業契約約款(案)第92条第2項第1号イに記載のとおり、「当該買取代金によっては填補されず、(中略)のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額」については、協議の上、事業者を支払うことを想定しています。</p>
9		○	38	12		91	2	(2)	ア	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	<p>契約解除までに発生する割賦手数料相当額だけでなく、契約解除から支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用もお支払いいただけませんか。</p>	<p>未払いの金額相当額については、原案どおりとします。ただし、事業契約約款(案)第91条第2項第2号イに記載のとおり、「不可抗力又は法令変更等と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額」については、協議の上、事業者を支払うことを想定しています。</p>